市有財産売却に係る一般競争入札公告

令和８年１１月５日

大仙市長　老　松　博　行

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定により公告する。

１．入札物件

物件番号	物件名		最低売却価格（税抜）	型　式	車　検	年式	走行距離	稼働時間
	メーカー	車両名等						
R8-機01	いすゞ	凍結防止剤散布車	250,000 円	KK-FSS33D4J	車検切れ（R6.11.7）	H14	168,042km	5,718時間
R8-機02	いすゞ	凍結防止剤散布車	250,000 円	PB-FSS35D3J	車検切れ（R6.10.24）	H16	193,053km	5,201時間
R8-機03	ＴＣＭ	ロータリ除雪車	250,000 円	M08	R9.11.13	H15	28,746km	5,443時間
R8-機04	トヨタ	コースター―	600,000 円	PB-XZB50	車検切れ（R8.8.31）	H16	230,000km	―
R8-機05	トヨタ	コースター―	600,000 円	PB-XZB50	車検切れ（R8.8.31）	H16	353,205km	―
R8-機06	いすゞ	エルフ	250,000 円	KK-NKS71LAV	車検切れ（R8.3.31）	H14	190,475km	―
R8-機07	いすゞ	エルフ	250,000 円	KK-NKS71GAV	車検切れ（R8.3.31）	H11	275,774km	―
R8-機08	三菱	キャンター	200,000 円	KK-FE63EC	車検切れ（R8.4.15）	H14	229,257km	―
R8-機09	いすゞ	エルフ	200,000 円	PB-NKS81AN	車検切れ（R8.4.5）	H16	112,118km	―
R8-機10	いすゞ	エルフ	250,000 円	KK-NKS71LAV	R9.2.24	H14	181,327km	―

※走行距離及び稼働時間は、令和８年１０月１４日時点

（１）物件は現状での引渡とする。

（２）下記の入札物件公開期間内に、入札物件を確認していなくても入札への参加は可とするが、入札物件に関して全ての事項を了承したものとみなす。

※入札物件について、物件見学の際に正常に稼働していても、バッテリーやエンジンの状態によっては、引渡しの際に正常に稼働しない場合がありますのでご了承ください。

２．入札物件公開の日時及び場所

（１）日　　時　　令和８年１１月５日（木）～令和８年１１月１３日（金）各日午前９時～午後４時

※土曜日・日曜日・祝日は除きます。

（２）場　　所

R8-機 01	大仙市北楢岡字一本木　地内	神岡球場付近重機格納庫
R8-機 02	大仙市太田町太田字新田田尻３－４	大仙市役所太田庁舎
R8-機 03	大仙市北野目字四ツ谷　地内	旧給食センター敷地
R8-機 04,05	大仙市南外字下袋２１８	大仙市役所南外庁舎
R8-機 06,07	大仙市内小友字山根８９－３３	学校給食総合センター
R8-機 08,09	大仙市高梨字田茂木１０	大仙市役所仙北庁舎
R8-機 10	大仙市長野字一ノ坪３３－１	東部学校給食センター

※公開場所は都合により変更になる場合があります。問合せ先への事前連絡の際にご確認ください。

（３）問合せ先

R8-機 01	神岡支所農林建設課	電話：０１８７－７２－４６０９
R8-機 02	中仙・太田建設水道事務所	電話：０１８７－８８－１１１６
R8-機 03	西仙北・協和建設水道事務所	電話：０１８－８９２－３７０８
R8-機 04,05	南外公民館	電話：０１８７－７４－２１３０
R8-機 06,07	学校給食総合センター	電話：０１８７－８６－４１７１
R8-機 08,09	仙北支所市民サービス課	電話：０１８７－６３－３００３
R8-機 10	東部学校給食センター	電話：０１８７－５６－７２７２

※物件を見学する場合は、事前に上記問合せ先へご連絡ください。
事前連絡が無い場合には、対応できかねますのでご了承願います。

３．入札参加資格要件

（１）秋田県内に事業所等を有する法人、又は秋田県内に住民基本台帳登録か外国人登録されている個人であること。

（２）次の事項に該当する者は、入札に参加することができない。

①未成年者
②成年被後見人、被保佐人又は被補助人
③破産者で復権を得ない者
④大仙市税、公共料金等の滞納がある者
⑤大仙市建設工事入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止または、指名差し控えの措置を受けている者
⑥会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされた者を除く。）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他経営状態が著しく不健全であると認められる者
⑦役員又は経営に事実上参加している者が集団的又は常習的に暴力行為を行うおそれのある組織の関係者であると認められる事業者
⑧公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれらの団体に属する者

４．入札参加書類の提出

（１）提出期間：令和８年１１月５日（木）～令和８年１１月１８日（水）　必着
※ただし、最終日（１１月１８日（水））は、正午までに到着したものに限り有効とする。

（２）提 出 先：〒014-8601 大仙市大曲花園町１番１号　大仙市役所　総務部　財産活用課

（３）提出方法：

①（４）提出書類一式を、一般書留又は簡易書留で郵送すること。
②「ア　入札参加申込書（様式１）」及び「イ　入札書（様式２）」は、物件ごとに内封筒に入れ、内封筒の表面に物件番号及び物件名を記載したうえで、封印すること。
③ウ～カの書類は、複数物件の入札に参加する場合でも、１部のみの提出でよい。
※提出日前３ヵ月以内に発行された原本を提出してください。

（４）提出書類

法人の場合	個人の場合
ア　入札参加申込書(様式１） イ　入札書（様式２） ウ　法人登記事項全部証明書 エ　市税納税証明書(完納を証明するもの） ※非課税の場合は、滞納がない旨の証明書	ア　入札参加申込書(様式１） イ　入札書（様式２） ウ　住民票抄本 エ　市町村長の発行する身分証明書 オ　法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書 カ　市税納税証明書(完納を証明するもの） ※非課税の場合は、滞納がない旨の証明書

（５）留意事項

①各種様式は、公開期間内に大仙市役所のホームページからのダウンロードすること。

・大仙市ホームページ：https://www.city.daisen.lg.jp/

・公開期間：令和８年１１月５日(木)～令和８年１１月１８日(水)

※市役所窓口での配布は行いません。

②入札金額は、算用数字で黒色のペン又はボールペンで記入し、金額の前に必ず「￥」をつけること。

③提出書類の書き換えや引き換え、及び撤回は認めない。書き損じた場合は、訂正せずに新たな用紙に書き直すこと。

④印鑑は、全ての提出書類に同じものを使用すること。なお、法人の場合は、代表者印を押印すること。

⑤入札参加者は、入札参加書類の提出をもって本公告の内容を承諾したものとみなす。

⑥郵送以外の方法による提出は受付しない。

⑦（４）提出書類のほか、必要に応じて書類の追加提出を求めることがある。

⑧提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しない。また、今回の入札以外には使用しない。

⑨書類の作成及び提出に要した経費は、全て入札者の負担とする。

５．入札保証金

免除

６．入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止、又は延期することがある。

７．質疑の受付及び回答

（１）本公募に係る質疑については、以下のとおり受け付け、回答する。

①受付期間：令和８年１１月５日(木)～令和８年１１月１３日(金)

②提 出 先：大仙市　総務部　財産活用課

（電子メール）zaikatsu@city.daisen.lg.jp

（２）提出方法

質疑書（様式３）は、電子メールで提出すること。電子メールで送信する際のタイトルは「市有財産売却に関する質疑」と明記すること。

また、送信後、電話にて受領の確認を行うこと。なお、電話による質疑の受付は原則行わない。

（３）回答

回答は、大仙市のホームページにて行う。その際、質問者名は公表しない。なお、回答については一般競争入札公告の一部を構成するものであり、同等の効力を有するものとなる。

８．落札者の決定

（１）最低売却価格以上で、最高額で入札した者を落札者する。

（２）落札者となるべき同額の入札をした者が複数名いる場合は、くじによって決定する。この場合は、対象者にくじの実施日等を通知する。なお、入札者はくじを引くことを辞退することはできない。

（３）入札参加者が１人しかいない場合でも、入札は有効なものとして成立する。

９．入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札は無効とする。

（１）入札参加資格のない者が行った入札

（２）入札書の記載事項等に不備がある入札

（３）金額を訂正した入札

（４）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

（５）入札に際し他人の代理人を兼ね、又は２人以上の代理をした者の入札

（６）同一入札者が行った同一物件に対する２以上の入札

（７）入札に際し不正な行為があると認められた入札

１０．市有財産売買契約に関する事項

（１）落札者は、落札決定後速やかに、市と市有財産売買契約を締結する。

（２）売買代金は、落札額（入札書に記載された金額）に、消費税及び地方消費税相当額 10%とリサイクル料を加算した額とする。

（３）契約締結後、市の発行する納入通知書により、市が指定する期日までに売買代金の全額を納入すること。

１１．売買物件の引渡に関する事項

（１）売買物件の引渡は、売買代金の納入を確認し、落札者が名義変更手続き完了後の車検証の写し（※）を市へ提出した後に行う。なお、落札者は自らで売買物件の名義変更手続きを行うこと。

※車検切れの物件については、登録識別情報等通知書等の写しと読み替えます。

（２）売買物件は現状での引渡とし、引渡後の売買物件の不調や故障等について、市は一切の補償を行わない。

（３）落札者は、売買物件の引渡後速やかに、売買物件の大仙市等の表記やマーク等を消去し、消去前及び消去後の写真を市に提出すること。

１２．入札結果の公表

売買契約締結後に、物件番号、落札額、落札者名及び住所又は所在地を、大仙市ホームページにて公表する。なお、落札者名について、落札者が個人の場合は氏名を公表せず「個人」である旨を、落札者が法人の場合は「法人名」を公表することとする。

１３．本公告に関するお問い合わせ先

（１）住　　所　　〒０１４－８６０１　大仙市大曲花園町１番１号

（２）所　　属　　大仙市　総務部　財産活用課

（３）電話番号　　０１８７－６３－１１１１（内線２８３）　（ＦＡＸ）０１８７－６３－１１１９

（４）電子メール　　zaikatsu@city.daisen.lg.jp